

令和5年度町県民税のお知らせ

1 町県民税について

令和5年度町県民税は令和5年1月1日現在、大槌町に住居登録がある方、居住実態がある方が納税義務者(課税対象となる方)となります。また、1月2日以降に転出された方・亡くなられた方についても納税義務者となります。なお、亡くなられた方の町県民税については、相続人に納税義務が承継されるため、該当する方に「町民税・県民税 税額決定・納税通知書(以下、納税通知書)」を送付しております。

町県民税の税額は公的年金等支払報告書・町県民税申告書等の課税資料を基に算定し、納税義務者に納付していただくよう、納税通知書にて通知しております(非課税の方には送付していません)。

2 町県民税の税額の算定方法について

①所得金額(※1)から所得控除額(※2)を引き、課税所得金額を算出します。

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税所得金額(千円未満切り捨て)}$$

②課税所得金額に10%をかけ、調整控除額(※3)と税額控除額(※4)を引き、所得割額を算出します。

$$\text{課税所得金額} \times 10\% - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

③所得割額と均等割額(※5)を足した額から税額が算定されます。

$$\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{税額}$$

(※1)所得金額…収入から必要経費などを差し引いた額。なお、給与収入、公的年金収入は定められた計算方法によって算出されます。

(※2)所得控除額…算出された所得金額から差し引く額。

(例:医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除など)

(※3)調整控除額…所得税と町県民税の控除額の差を是正し、調整するための額。

(※4)税額控除額…例:配当控除(総合課税を選択した場合)、住宅借入金等特別控除、寄附金控除など。

(※5)均等割額…6,000円(うち町民税分は3,500円、県民税分は2,500円)の定額で、全ての納税義務者に対して課税されます。

3 納付方法の種類について

(1)普通徴収

→納付書または口座振替にて通常、年4回(6月、8月、10月、12月)で納付することとなります。

<令和5年度 町県民税の普通徴収>

区分	1期	2期	3期	4期
納期限	6月30日(金)	8月31日(木)	10月31日(火)	12月25日(月)
口座振替の場合	6月26日(月)	8月25日(金)	10月25日(水)	12月25日(月)

(2)特別徴収

(ア)給与からの特別徴収

→6月から翌年5月までの年12回において支払われる給与等から、特別徴収義務者(事業者)が町県民税を特別徴収(天引き)し、代わって納入(納付)する制度です。

(イ)公的年金からの特別徴収

→4月から翌年2月までの年6回の偶数月において支払われる公的年金から、年金事務所が町県民税を特別徴収し、代わって納入する制度です。

原則、公的年金所得分のみが公的年金からの特別徴収の対象となります。なお、納税義務者の年度途中での転出や死亡があった場合は、公的年金からの特別徴収ができなくなるため、納付書または口座振替での納付方法に切り替わります。

(3)併用徴収

→該当する納税義務者については、上記の(1)、(2)の(ア)、(イ)のいずれか2つ以上の納付方法を併用して令和5年度の町県民税を納付いただくこととなります。納付方法が複数となるものであり、二重で課税となっているものではありません。

令和5年度町県民税のお知らせ

4 公的年金からの特別徴収(天引き)について

以下の①から⑤までの要件を全て満たす納税義務者(課税対象となる方)が対象となります。

- ①令和5年4月1日時点で大槌町内に住民登録がある
- ②同年4月1日時点で65歳以上である
- ③公的年金の支払予定年額が18万円以上である
- ④介護保険料が公的年金から特別徴収されている
- ⑤公的年金の支払額から所得税(源泉徴収税額)、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を差し引いた後の支払額が、公的年金所得分の町県民税の年税額以上である

<事例>

- 上記の要件を満たす方の年税額が12万円であり、初めて公的年金からの特別徴収となる場合

期別	1期	2期	10月(本徴収)	12月(本徴収)	2月(本徴収)
期別毎の税額	15,000円	15,000円	30,000円	30,000円	30,000円

→「本徴収」とは、年税額から1、2期分の税額を差し引いた残りの税額を10月、12月、翌年2月に支払われる公的年金から年金事務所が特別徴収し、代わって納入することです。

また、令和5年度から初めて公的年金からの特別徴収となる場合、10月に支払われる公的年金から開始となります。それまでは納付書または口座振替で納付することとなります。

なお、既に仮徴収されている場合は、年税額から仮徴収分の税額(4月、6月、8月に支払われる公的年金から年金事務所が特別徴収し、代わって納入した税額)を差し引いた残りの税額を10月、12月、翌年2月に支払われる公的年金から年金事務所が特別徴収し、代わって納入します。

- 上記を満たす方の翌年度の年税額が15万円であり、既に本徴収されている場合

期別	4月(仮徴収)	6月(仮徴収)	8月(仮徴収)	10月(本徴収)	12月(本徴収)	2月(本徴収)
期別毎の税額	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円

→「仮徴収」とは、前年度の公的年金所得分となる税額の2分の1の税額を4月、6月、8月に支払われる公的年金から年金事務所が特別徴収し、代わって納入することです。

5 公的年金からの特別徴収が停止する(天引きされなくなる)事例

公的年金からの特別徴収が開始する最初の年度や、特別徴収の対象とならなくなった・停止した場合は普通徴収(納付書または口座振替での納付)となります。

(1)死亡

→亡くなった際、公的年金は支払われなくなり特別徴収もできなくなるため、特別徴収される予定であった税額は相続人に納付いただきます。

(2)転出

→転出した期間に応じて翌年度の本徴収または仮徴収を停止します。

(ア)1月1日から3月31日までに転出した場合

→転出した年度の本徴収及び、翌年度の仮徴収を継続し、翌年度の本徴収を停止します。

(イ)4月1日から12月31日までに転出した場合

→転出した年度の仮徴収及び、本徴収を継続し、翌年度の仮徴収を停止します。

(3)税額が減少した場合

→申告などによって公的年金から特別徴収される予定であった税額、または既に特別徴収された税額よりも税額が減少した場合は停止となります。

なお、既に特別徴収された分が過納である場合、還付となります。

(4)年税額が仮徴収される税額以下である場合

→4月、6月、8月で仮徴収される税額を年税額が下回る場合、本徴収されず停止となります。

(5)介護保険料の年金からの特別徴収が停止した場合

→介護保険料が年金から特別徴収をされていることが条件となるため、特別徴収が停止となります。

【お問い合わせ】大槌町役場 税務会計課(電話番号:0193-42-8711)

○課税内容に関すること…課税班 ○納付に関すること…収納班